

## 久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理(上)

吉田, 昌彦  
九州大学比較社会文化研究院日本社会文化専攻・社会構造講座

<https://doi.org/10.15017/8643>

---

出版情報：比較社会文化. 7, pp.21-31, 2001-03-01. 九州大学大学院比較社会文化学府  
バージョン：  
権利関係：

# 久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理(上)

吉田 昌彦\*

キーワード: 「浪人」、公的支配、封建的主従関係、「国恩」

## 一、はじめに

久留米藩の「浪人」<sup>①</sup>は郷士の範疇に属するものと考えられるが、藩から経済的給付を一切受けずに「軍役」<sup>②</sup>を果たすことを原則としている。また、郷士が従前より経営する所有地高を給知高<sup>③</sup>として換算して藩主による土地の給付という建前を名目的に確保しようとする土佐藩のような糊塗策も存在しない。このため、久留米藩「浪人」と久留米藩主との間に土地の授受を媒介とする封建的主従関係が存在しないこととなる。では、両者の間には如何なる支配原理が存在していたのであろうか。小論では、この問題を解決するために検討を進めていくこととするが、手初めとして、「浪人」制度の成立過程を追いつつ、その支配の特質を明らかにしていくこととしたい。

## 二、「浪人」制度の成立過程とその目的

久留米藩の牢人制度の成立段階は大きく四つに分けられるものと考えられる<sup>④</sup>。

その第一段階は藩制成立から遅くとも承応三年までに成立したと考えられる先手物頭支配による「牢人支配」成立までである。第二段階は「牢人支配」の時期、第三段階は遅くとも寛文六年までに設置されたと考えられる浪人奉行設置後から明治二年の郷士制度成立まで、第四段階は郷士制度成立から藩制消滅までである。なお、小論における問題設定の関係で第一段階から第三段階を考察の対象とし、第四段階については触れない。まず、第一段階の牢人支配の特質から考えて行くこととする。

第一段階には以下の特色があるものと考えられる。

① 「家中召置」、「在郷召置」を基本的在り方とした牢人一般に対する「公的支配」であり、そのための特別の役職も設定されていなかったこと。

② 「家中与力」、藩への陣借りというかたちで藩軍事力の正面兵力の一部を構成していたこと。

③ 久留米有馬家への臣事を謝絶した有功の牢人に対し引地高などの特権を与えて領内にプールのようとしていること。

まず、①について述べよう。

牢人支配に関する久留米藩の法令で管見の限りで最も古いものは寛永二年(編註によれば、寛永二十年の可能性もあり)引用者、以下同)二月二十四日「条々」の一部に見いだすことができる。

一 牢人之儀、公儀并他所之構無之、慥成牢人(受人の誤りか)あらは、委細二承届、與頭え相断可召置候。

附り、在郷二召置牢人は、百姓手前より郡奉行え相断、郡代え申達、請人取可召置事<sup>④</sup>

この「条々」は、幕府や他家の支障がないこと、確かな請人が存在することを要件としつつ家臣が組頭に届けた上で牢人を家内に、「百姓」が郡奉行、郡代への届け出た上で郷中にそれぞれ「召置」くことを久留米藩が命じたものである。

注目すべきは、請人の設定や藩への届け出(家臣による組頭への届け出や村方による郡方役所への届け出)という藩による牢人掌握のための初歩的ともいえるべき基本的枠組が令されていること、また、代替わりなどに出される農政から藩士の心得など藩政全般

\*日本社会文化専攻・社会構造講座

にわたる包括的令達の一部であること、牢人の居住に関する幕令に対応したものであることなどを考慮すると、牢人召置に関する同様の令達がこれ以前の出されている可能性は否定できないものと思われる。

が、何れにしても、久留米藩が藩政成立間もなく、牢人の「家中召置」、「在郷召置」の両方において身元確認・請人設定を条件とした藩への許可申請を必須とする管理システムが構築されたことは明らかであり、その意味合いは次の四点であると思われる。

まず、第一点は、従前、漫然と藩内に居住を許していた牢人について幕府や他家の支障がないこと、確かな請人が存在することを要件として身分的選別を行っている点である。

この要件を満たせるものだけが家臣により組頭へ届け出られたり村方により郡方役所へ届け出られることにより「家中召置」「在郷召置」というかたちで「牢人」身分・武士身分を維持できたのであり、その余の牢人は武士身分を失って百姓身分などに堕ちるか他領に出て行かざるを得なかつたものと考えられる。

第二点は、「家中召置」では組頭、「在郷召置」では郡奉行・郡代に届け出て許可を取ることが必須にしていることは、藩が決定権を握りつつも直接把握管理するための特別の役割を置かず「牢人」を召し置いている「家中」―藩士―や村方―「百姓手前」を軸とした間接支配を行うことにより「牢人」支配を強化しようとしていたことである。

第三点は、第一点や第二点に見られる請人の設定や藩への届け出・許可の獲得などの手続きがそれまでの牢人の存在形態(家中の厄介や在郷)を前提とした選別・管理強化であった点である。このことは、この藩令による支配強化(第二点)が久留米藩内の牢人の存在形態や位置付けを基本的に変更するものでなかつたことを意味しているといえるよう。

第四点は、「在郷召置牢人之儀、百姓手前より郡奉行へ相断、郡代へ申聞、受人を取可召置事」という文面に見られるように郷中に居住する「牢人」を召し置く主体が「百姓手前」―村方―であつた点である。このことは、「牢人」身分が武士身分のなかにあつて大した格付けを与えられていなかつたことを示しているよう。

第五点は、履歴由緒の審査や請人の設定などにより牢人を絞り込んでくるものの後の「浪人」制度のように藩が特定の牢人に特権を与えて遇するというような支配ではなかつたことである。

以上の諸点をまとめると、この段階の久留米藩の牢人支配は、先主との関わり、由緒、請人の設定などによる身分的選別を前提とし「家中召置」、「在郷召置」を直接的管理者とする牢人一般に対する「間接的公的支配」といえよう。

次に②についてである。久留米藩が「牢人」を正面兵力の一部として使用した具体例は島原の乱において見られるが、『米府紀事』巻之四に家老有馬内記「召連れ人数」一八〇名のうちの「浪人衆」として「榊次太夫 上下三人」「小西九兵衛 上下三人」「竹井安太夫 上下三人」「岡本安右衛門」などが見えたりすることに示されるように家中の与力として参陣している。その比重は、内記人数一八〇名のうち一九名を占めており一割強程度である。その際、後述するような平常厄介になつている先の家中の与力として出陣する『家勤記得集全』元和十四年二月朔日条には「於当家頼来牢人」のなかに改易大名脇坂主水の子息脇坂甚三郎の名前が見え、彼のような場合は有馬家に直接、陣借をしているのではないかと思われる。

これらのことは、同藩が「牢人」を正面兵力の一部として使用していたが、その際は、「牢人」をその下に集中し指揮する特定の役職を設定したり家臣を指定したりせず「家中与力」として藩正面兵力への「牢人」の動員を行つていたといえるであろう。

さらに注意すべきは、『家勤記得集全』同日条に島原の乱に従軍した「牢人」のなかから榊次太夫二五〇石、竹井安太夫二五〇石、陸田式部七〇〇石など八名が有馬家より召し出されていることが記されている点である。このことは、島原の乱において実績を作つたもの、父が戦死することにより有馬家に対して「軍忠」を果たしたと認められるものを召し出すことにより久留米藩が家臣団の充実を図つたことを示している。

以上、①と②をまとめると次のごとくなる。

すなわち、第一段階において、久留米藩が家中の厄介になつたり村方に居住している「牢人」に対し統一的支配を行わず間接支配を行つており(①)、それを反映するかたちで正面兵力への軍事的動員も「家中与力」や藩への直接的陣借りというかたちをとつていたといえよう(②)。換言すれば、①、久留米藩が「牢人」に対して間接的公的支配の枠組みしかを有していなかつたことを、②は、このような緩い公的支配の枠組みに対応して自領に居住する「牢人」を自軍に確実に動員するために久留米藩が有する基盤は、後述する③の場合を除いて家臣・「牢人」間に日常的に存在している当主―厄介関係のみだつたことを示すものであつたものといえよう。

そして、このような「牢人」一般に対する緩い間接的公的支配は島原の乱後も継続しているのである。それは、正保三年八月二十三日「忠頼公 御代御掟条々」に含められている以下のような条文を見れば明らかであろう。

一 牢人之儀、公儀并他所構無之、慥成受人あらは様子承届、組頭え相断、可召置事。付り、在郷召置牢人之儀、百姓手前より郡奉行へ相断、郡代へ申聞、受人を取可召置事。

次に③について述べる。

久留米有馬家への臣事を謝絶したため引地高などの特権を与えて領内に止めおかれた有功の「牢人」の例として道家伝左衛門・木庭新兵衛の両名が挙げられ、それに近いものとして福島与右衛門が存在しているように。

すなわち、旧田中家家臣で鉄砲頭、赤司村城在番を勤めていた道家伝左衛門は有馬家より召し出しに依らず、久留米藩より「他所えは御出し不被成、御領内之内住居仕候様被仰出候二付、先知行所御井郡下川村居住仕度旨、申上候処、願之道被仰付、夫役二て屋敷御取建、作事迄被仰付、其後破損繕も被仰付、為御救持抱地方式百石引高被仰付候」という待遇を受けている。

また、立花立齋に仕え寛永四年に牢人し下妻郡久恵村に居住していた木庭新兵衛は、廻郡中の有馬老岐から呼び出され「江上表一戦之刻相働候段」の話をしたところ、老岐から有馬家への仕官を誘われ豊後に行くつもりと謝絶している。その際、老岐から久留米藩に止まるように命じられ、その代わりとして「上妻郡吉田村百姓差上地高二百石有之候間、向後無役二て手作仕候様被仰付」との処遇を得ている。

以上の二例は島原の乱前の例であるのに対し福島与右衛門は乱後の話である。

すなわち、「福島与二右衛門 上下五人」として有馬内記の与力として従軍した「牢人」福島与右衛門は、帰陣後に「牢人」の身分のまま「竹野郡浮地村之内、散田百八拾八石余拝領仕、役高御引被下置御目見仕来候」との厚遇を受けている。

以上の三例は、久留米藩が、久留米有馬家と封建的主従関係を結ぶことを拒んだ有功の「牢人」に対して「客分」的処遇を与え彼らを領内にプールしようとしていたものといえるが、留意すべき二点がある。

その一は、引地高を与えて居村における地主手作経営の基盤を与えたわけであるが、その石高が単なる「宛てがい扶持」ではなく少なくとも馬廻組程度の「軍役」負担能力と一定の格式を保証するに足るものであった点である。

そして、後述するように完成を見た時点において久留米藩の「浪人」制度が軍役負担能力を重要な基準として主従関係のない武士に特権的士格を与えるものであった以上、かかる確立期の特権的な牢人の処遇は、久留米藩「浪人」制度の先駆形態と考えられる。

もう一つは、有馬家と彼らとの間に土地の給付と軍役奉仕という関係が存在はするものの封建的主従関係が成立していなかった点である。それは、道家伝左衛門・木庭新兵衛が久留米有馬家に臣事することを拒み同家がそれを認めたうえでかかる処遇をしていたこと、主家を持たない武士を意味する牢人（浪人）という呼称で道家・木庭・福島各家が呼ばれたことでも明らかであり、そこには主従制原理とは異なる支配原理を想定

し得よう。それは一見「客分」的処遇ともいふべきものであるが、少なくとも道家伝左衛門・木庭新兵衛については、その実態は藩命による引地高を反対給付とした在国強制・軍役強制であり、封建的主従関係と無縁な「藩」『小公儀』としての公的支配の結果であると考えられる。

もちろん、このような支配は、①の「牢人一般に対する緩い公的支配」に対し、藩にとつて有益な「牢人」に対象を絞り込んで特権を与えるという点において濃厚な公的支配といえ、後の「浪人」制度の支配原理の前段をなすものであろう。

以上の検討結果をまとめると、第一段階においては「家中召置」「在郷召置」という基礎とする「牢人一般に対する緩い公的支配」と、道家伝左衛門・木庭新兵衛ら特定の「牢人」を対象とする公的支配（藩にとつて有益な「牢人」に対象を絞り込んで特権を与えるという特色を持つ公的支配）という相異なる「牢人」支配が久留米藩において存在していたといえよう。

### 三、先手物頭支配段階

次に第二段階について述べよう。

第二段階は遅くとも承応三年までに成立したと考えられる先手物頭による「牢人支配」の段階で、遅くとも寛文六年までにはあつたと考えられる浪人奉行職設置により終結する。

では、「牢人支配」という役職が設置されて久留米藩の牢人に対する政策がどのように変化したと考えられるであろうか。

まず、「家中召置」「在郷召置」が「牢人支配」設置により影響を受けたか、という問題についてであるが、この時期の牢人の「召置」について触れている史料としては万治四年二月の条々の冒頭でキリシタン取り締まりの関連した「付」がある。その内容は「領分二召置候牢人、前々より之通、念を入可相届事」というもので、従前の「召置」方法が踏襲されていたことがわかる。

では、従前の「召置」方法とは如何なるものであるか、ということが問題となるが、この条々前に出された牢人召置関係法令で最も新しいものは、管見の限りでは先に引用した正保三年八月二十三日「忠頼公 御代御掟条々」の該当条項である。しかし、此の法令が「牢人支配」が設置される前の第一段階のものであり、同職設置と時を同じくして牢人支配に関する法令が出された可能性が大きいことは考え併せると、直ちに「忠頼公御代御掟条々」の召置方法が万治四年二月の条々における「前々より之通」はいえな

いことは否定できない。

ただ、承応四年三月朔日「牢人支配」富島五郎大夫宛の令達「分領え来ル牢人裁判之事」の内容を考慮すると、藩庁によるチェック過程や「牢人」支配の総轄において「牢人支配」が関与、あるいは担当するなどの変化があったものと推定されるものの「家中召置」、「在郷召置」という「牢人」の基本的在り方は「牢人支配」設置後も基本的に継続されていた可能性が高いものと判断される。

何故ならば、同令達に、「牢人」の軍役について「人数出候節浪人衆心次第可罷出候」と述べ出陣は任意とし、久留米藩主と君臣関係にない「牢人」の自由裁量を認めており、この支配が「牢人一般に対する緩い公的支配」の延長線上にあったことを知り得るからである。

また、後の元禄六年二月の浪人奉行への令達(「御切紙」)で「浪人」に出陣を義務づけ彼らと同奉行の陣所に置くことを規定していたのとは異なり、本令達が、「牢人」が出陣した場合、何れの支配に属するかという問題については規定していなかったことは、「家中召置」か「在郷召置」という「牢人」それぞれの存在形態を対応した出陣形態の選択すること(「家中召置」の場合、厄介になつていいる家臣の与力として従軍、「在郷召置」の場合、藩に直接陣借りし「牢人支配」の指揮下に入るのが基本か)を自明視していたことを表しているものと考えられる。

これら二つのことは、「牢人支配」という役職が藩による「直接的・一元の公支配」へのベクトルを帯びていることは否定できないものの、基本的には個々の「牢人」を直接的に掌握するといった強力な管理支配を行う役職ではなく従前の「牢人一般に対する緩い間接的公的支配」の枠内であつてそれを強化するための役職と解せるのであり、「牢人」一般の「家中召置」、「在郷召置」といった存在形態も不変だったといえよう。

このため、この段階においても、「牢人」は身分的には家臣の「厄介」「家借」などだったと判断されよう。

そして、同令達において、従軍する「牢人」に対し「腰差長サ五尺」という軽卒並の身分規制を課すとともに旗差物は任意であるとしたことは、「牢人」と家中中士以上との差別化を図つたものといえ、「牢人支配」を兼帯する先手物頭が足軽支配を主とする役職であつたことと対応するものであるとともに、「牢人」を損耗率が激しい御先手という突撃部隊に配置したことは、島原の乱で見せた「牢人」の上昇志向を利用しようとする藩の思惑を窺うことができよう。

以上のように、この段階の「牢人」一般に対する支配が、知行の引き換えとして軍役を義務強制としている封建的主従関係により律せられていたのではなく、第一段階にお

ける「牢人一般に対する緩い公的支配」を厳しくしたものであつたのである。それは、藩内に居住する牢人に対する藩権力の公的支配を基礎としたものであり「家中召置」「在郷召置」といった間接的支配を基本とし「牢人」にとつて比較的自由度の高い支配(前段階に比べ支配を強化されてはいるが)であつたものと考えられる。

そして、このような支配強化の一方、道家伝左衛門・木庭新兵衛ら特定の「牢人」を対象とする公的支配(藩にとつて有益な「牢人」を対象を絞り込んで特権を与えるという特色を持つ公的支配)は継続していたのである。

#### 四、浪人奉行支配段階

次に第三段階である浪人奉行支配の時代について述べよう。

因に先手物頭兼帯の「牢人支配」から浪人奉行への移行は、遅くとも岡田八郎兵衛が浪人奉行に就任していた寛文六年には完了していたと考えられる。

浪人奉行の成立と対応するかのようにな寛文年間を中心として「浪人」家十七家が「御目見浪人」と「平浪人」という重層的な構造をとりながら成立している。これら「久敷衆」は立花家旧臣二家(木庭・大津山)、田中家旧臣五家(道家・福島・宮川・万年・保田)、他国大名旧臣二家(山脇・権藤)、家中一族三家(西尾・鶴川・尾関)、病身により致仕した元家中三家(中村・前野・伴)、領内寺院出願二家(木村・原田)というもので、筑後系「浪人」(立花家・田中家旧臣)七家と家中系「浪人」(家中一族・元家中)六家を二つの柱に他国大名旧臣系「浪人」二家、寺院系「浪人」二家を加えたものである。

これら十七家は、藩内にいた牢人のうちの僅かの部分であり、「浪人」という身分を久留米藩が選択的に与えたことを示しているが、このような「浪人」の雑多な系譜は、同藩が特定の出自により「浪人」身分を付与していたのでないことを示している。

では、如何なる意図で久留米藩は「牢人支配」から浪人奉行による支配に移行し「多くの「浪人家」を創出したのであろうか。

浪人奉行設置後に出された牢人支配関係の藩令で知り得る最も古いものは、管見の限りでは元禄六年二月之有馬頼元名の浪人奉行岡村七郎右衛門・圓岡四郎大夫宛「御切紙」である。

- 一 何方江人数指出候節は差図次第浪人中可罷出候、尤其方可令裁判事
- 一 於陣所は浪人中其方陣場二可召置事
- 一 浪人中、差物腰指長五尺迄定紋は可為心次第候事

一 領分二有之浪人、何方へそ参度と申候ハハ最前当所へ召置度由申候もの方々手形を取、その上二而家老中江相達指図次第可遣事

一 領分二有之度与申浪人先主之構有之歟、又ハ不首尾成様子於有之は召置間敷候、召置度与願候者手前遂吟味紛敷義於無之は、家老中江相達、是又指図次第可召置事  
第一条は、先手物頭支配段階の承応四年三月の達しが「牢人」の参陣を任意としていたのを義務強制に変更し、第二条は「浪人」陣所に浪人奉行の陣を指定しており、久留米藩が浪人奉行の下、一元的に、かつ直接的に「浪人」を戦力として動員・運用しようとしていたことがわかる。

そして、興味深いのは「諸事之覚」に記載されている浪人奉行の申し継ぎのなかに「一誰二而も浪人帳二付申候節、家族斗二而家来無之面々ハ取次不申候由、是又赤松氏申伝候」という条項がある点である。

このことは、久留米藩が、その強制動員しようとしていた「浪人」を単なる「雑兵」としてではなく自身の家来を持つ中士並の軍役負担能力を持つ武士として期待し、また、それに相応しいセレクトを行っていたことを示している。それは、第一段階以来、相応の軍役負担能力を保証するに足る引地高を与えるとともに一定の格式を与えていた道家伝左衛門・木庭新兵衛ら特定の「牢人」も「浪人」のなかに編入されていることでも裏付けられよう。

すなわち、浪人奉行設置による「牢人」支配の変更により、同支配は、その内容を特定の牢人を対象とする公的支配（藩にとつて有益な牢人に対象を絞り込んで特権を与えるという特色を持つ公的支配）へ傾斜・拡大されたものといえよう。

そして、この動向は維持され、「軍役」を負担し得ない者については「浪人」身分を剥奪するような動きがでてくる。

① 享保十二年年頭於御殿小川清太夫奉行中江左之通御意之趣申聞候事  
権現様御代々諸家共二浪人之義も被御入念御事、公儀御軍役之思召二而御家中并從他所罷越相願候浪人重々被遂御吟味候上二而御領内二被召置、奉行中支配仕右御用之節も裁判可仕旨被仰付置候。御家中役价人浪人帳面相願候類、浪人ぶりをいたし我儘可働内存二而帳面相望候之族も可有之望之由、惣而浪人中之内妨二罷成類も有之候様粗被為及聞召候。御軍役之覚悟無之浪人之失威儀武術無励惰弱ふ慎成者等も帳面可差放候。相応之御軍役可被勤覚悟之趣、猶又承届、武具馬具并人高等書付を以見届之上二而其品可書出候。

右、於御殿御意之趣、北川清太夫奉行中江申聞候。  
② 享保十二年九月六日、左之願書於寄合所差出候。追而可被仰聞旨、内蔵助殿御

久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理(上) (吉田 昌彦)

申聞候事。

私義、近年至極不勝手二罷成浪人之風儀二而渡世難成難儀至極仕合二奉存候。依之無是非申上事二御坐候得共浪人帳面被差除被下候様奉願候。右候は、自身耕作且商買等成共仕、取続申度奉存候。奉願候通被仰付被下候ハ、難有仕合可奉存候。此等之趣宜敷様奉願候、已上。

九月六日

本庄九市郎

赤松十郎左衛門 殿  
速水佐兵衛 殿

本庄九市郎儀不勝手二付浪人之格二而渡世難仕候二付帳面被差除被下候は、耕作商買等仕渡世仕度由願之候。願之通り被仰付旨、此段可被申渡候、以上。

九月十一日

有馬内蔵助

赤松十郎左衛門殿

右切紙を以中村又兵衛江申渡候

以上の①と②の史料は、後述する万延元年十一月に浪人奉行からの令達の際に「旧例」として参考のために付けられた享保十二年に出された令達と願書である。

①は、享保十二年年頭に浪人奉行中に宛てた令達であるが、この令達からは「公儀御軍役之思召」に従つて「御家中并從他所罷越相願候浪人」のうちから嚴重な審査を加えて「浪人」身分を付与したこと、「浪人」の「相応之御軍役可被勤覚悟之趣」や「武具馬具并人高等」をチェックすることを浪人奉行が命じられていることが看取される。このことは、久留米藩の「浪人」制度創設の目的が、「武具馬具并人高等」を有し「相応之御軍役」を務め得る良質の負担者を、知行の給付負担を必要とする家臣団の拡大ではなく、何ら新規の経済負担をとまなわなない「浪人」として藩が直接確保することにあつたことを明示しているのである。

②は、享保十二年九月六日に提出された「浪人」本庄九市郎により藩庁に提出された「浪人帳面差放願」と藩庁による付札である。その内容は、貧窮した「浪人」本庄九市

郎の自分自身が農耕や商売を営んで糊口を潤すための「浪人帳面差放」願であり、藩側もそれを許可している。これは、②の令達を直接の契機としているかは不明であるが、軍役を負担し得ず「浪人之威儀」をも維持できない「浪人」から「浪人格」を奪うことについて藩側も躊躇していないことを示している。

以上のことは、享保年間においても、藩にとつて有益な牢人に対象を絞り込んで特権を与えるという特色を持つ公的支配が維持され、「軍役」を負担し得ない者については「浪人」身分を剥奪するような動きが出ていたものといえよう。

このように「浪人」制度の根幹が維持されたのに反して、従前存在した、もう一つの「牢人」支配（「家中召置」「在郷召置」といった間接的支配を基本とし「牢人」にとつて比較的自由度の高い支配）は浪人奉行の支配の対象ではなかったのである。

因に、前述の「御切紙」の第四条は「浪人」の召置許可手続きに関するものであるが、「付」の「在郷召置」についての規定が無くなっているものの本文の文面は、これまで引用してきた規定と一見、殆ど変化はない。しかし、『浪人中由緒附』『諸事之覚』に収録されている浪人奉行の申し継ぎの次のような条項を見ると、少なくとも第一段階のそれとは異なっているものと思われる（第二段階の召置許可手続きにおける「牢人支配」の役割については不明であり比較の対象とはし得ない）。

一 浪人帳二付申度望之衆有之節取次之事、其浪人身寄之仁<sub>ハ</sub>此方<sub>ニ</sub>内談之上遂吟味、裁判之内二相加へ可然仁<sub>ニ</sub>而有之候ハ、身寄之仁<sub>ハ</sub>其支配頭<sub>ニ</sub>書付を以浪人之出所由緒等祥（詳）二書記、浪人帳面二被相加度旨願書付二支配頭判加之被指越、右願書付此方<sub>ニ</sub>御家老<sub>中</sub>指出、御家老中御聞届之上、其書付二御裏書被成、浪人帳二付裁判可仕旨被仰渡候事。

この規定における手続きの流れは以下のとおりである。

① 「浪人帳二付申度望之衆」について「浪人身寄之仁」よりの浪人奉行への内談を受けて同奉行が予備審査を実施。

② 予備審査で可とした者（「裁判之内二相加へ可然仁」）について「浪人身寄之仁」が支配頭の了承を取った上で正式の出願を同奉行に提出。

③ 同奉行は願書を家老に提出。

④ 家老の承認を得た後、最終的に同奉行が申請者に「浪人帳二付（同奉行の）裁判可仕旨被仰渡」を行う。

①・②・③における「浪人帳二付申度望之衆」「裁判之内二相加へ可然仁」「浪人帳二付（同奉行の）裁判可仕旨被仰渡」という文言に示されるように「浪人帳面」や浪人奉行による「裁判」といった「浪人」支配管理のための特別の枠組みが設定されており④

から③までにいたるすべての局面で浪人奉行が中心的役割を果たしている。ここでは、「浪人」は、今まで「所屬」していた「家中」や「在郷」を離れ浪人奉行のもと藩により浪人帳面に記載され一元的に直接管理支配されることになったのである。

そして、その直接管理も藩機構の末端に位置付けられるといったものではなく浪人奉行を媒介として藩主との一定の「直属性」を有するものであったのである。

すなわち、「牢人支配」は先手物頭足軽支配兼帯の役職として設定されていたのに対し、浪人奉行は、奏者番、御用人、大小姓頭といった藩主側近の職を歴任した御手廻の家臣が就任している。基本的には前者が先手備大将支配下の番方の役職だったのに対し、後者は藩主との直属性を有する役職であったといえよう。

かかる両者の間の差異は、久留米藩の「牢人」・「浪人」に対する位置付けの違いを反映したものではないか、と考えられる。

つまり、前者の場合は、同藩が「牢人」を、「牢人支配」が先手物頭足軽支配として指揮している足軽と同様の存在として位置付けていたことを示唆しているのに対し、後者の場合は、藩主側近を歴任した家臣が統括するに相応しい格式や藩主への一定の「直属性」を有する存在として「浪人」を遇そうとしていたものと思われる。

ただ、注意しなければならないことが二点存在する。

まず、第一点は、藩主への「直属性」が確保されたといっても、後述するように、少数の「御目見浪人」を除いて「浪人」は藩主との御目見得を許されていない点である。これは、藩主との距離に関して、封建的主従関係にある家臣団と公的な支配・被支配関係にある「浪人」との間に懸隔を久留米藩が設定していたことを示しており、藩主への「直属性」といっても、飽くまでも浪人奉行を媒介として限定的な直属性であったのである。つまり、藩主への「直属性」や藩による直接支配は、後述するように馬廻並の軍役を負担し得る有力な「牢人」を、藩が「家中召置」や「在郷召置」において「牢人」を直接支配していた家中や村方から「奪い」直接管理するようになったという点において意義があったものと考えられる。

第二点は、このような直接支配が成立したからといって従前の「牢人」支配（「家中召置」「在郷召置」といった間接的支配を基本とし「牢人」にとつて比較的自由度の高い支配）が直ちになくなったというわけではない点である。

というのも、「浪人」となるためには自身の家来を持つ中士並の軍役負担能力を持っていることなどといった基準を満たす必要があり、このような基準を、現に「家中召置」「在郷召置」の対象になつていて全ての「牢人」がクリアーできるはずはないからである。このため、「浪人」になる資格のない「牢人」については、従前通り、「厄介」や「家

借」として「家中召置」「在郷召置」支配組頭あるいは村方を通じた家老・郡方への「召置」許可申請が行われていたのではなからうか。

事実、浪人奉行設置後の明和六年に「浪人」に取り立てられた垂井次右衛門は「家中西原六郎役介」（明和六年）、重富伴之進は「家中杉原金左衛門役介」（天明五年）、後藤宗右衛門は「伊藤武兵衛役介」（天明六年）であつたのであり「家中召置」の実例を知ることができる。このほか、寛政元年に浪人帳面に加えられた太田三郎兵衛は「浪人」山脇節山家借であり、「浪人」制度成立とともに「牢人」の「浪人召置」が成立したものと考えられる。

以上のように、浪人奉行設置により、従前の「牢人」は、藩により直接管理される「浪人」と、従前の「家中召置」や新たな「浪人召置」により間接支配される「牢人」とに二分化されたといえよう。

これまでの検討から考え得る久留米藩の「浪人」創出の意図として次の四点があげられよう。

- (1) 藩士や寺院の願い出を原則としていること（後述）に示されるように、藩士や寺院が「厄介」などとして抱える牢人に対し「浪人」という格式を付与することにより独立した家として身分的安定を確立するとともに他の牢人に対して優越的に差別化したとの欲求に対処しようとする意図。
- (2) 藩自体も、元家中など自藩と特定の関係を持つ牢人を優越的に差別化したいという基本的志向をもっていたであろうこと。
- (3) 藩の意向により領内に止められ土着のための経済的基盤と格式を与えられていたことに象徴されるように土着している筑後系・他国大名系牢人を選択的に身分格式を与えて藩と特定の関係を設定し、他の牢人と差別化しようとする企図。
- (4) 藩主への「御目見得」の有無に象徴されるように藩主への距離の差を軸として「浪人」集団を重層的に区別し、藩主の「御手廻」の浪人奉行をそれらを支配することにより藩主との「直結性」を創出したもの。

では、「浪人」と藩主との関係は具体的にいかなるものであつたのであろうか。節を改めて検討していこう。

## 五、「浪人」と「国恩」の論理

では、浪人奉行支配の下、藩主に対する「直属性」を確保した「浪人」は久留米藩において如何なる位置付けを持っているのであろうか。まず、本来、藩の公的な国家支配

（公儀としての支配）としての下にあつた「浪人」と有馬家との関係を見ていこう。

この点については、元禄九年・正徳五年・天明四年の能見物の座席や天明九年藩主出迎の規定から既に検討したところであるが、その要旨を記したうえで若干の補足訂正を行いたいと思う。

すなわち、『古代日記書抜』によれば元禄九年の能における見物席においては、家老を初めとする家臣団のほか、列席しているのは大庄屋・町別当が落掾というもので「浪人」は不在である。

ところが、『米府紀事略』<sup>12</sup>の正徳五年の能の記事によれば、見物の席として有馬家菩提寺の梅林寺（三汁八菜後段）が曲水之間を、他の「出家衆」（三汁八菜後段）が千鶴之間を、「社家・浪人」（二汁五菜）が千鶴次之間を指定されており、「浪人」を「家中」としてではなく「出家衆、社家」と同じ次元の範疇で捉え藩の公儀支配の体系に編入していたことを示している。

そして、文政三年九月の「浪人」の系譜調査に関する令達に「御家中之面々江浪人中々続有之輩。続之次第紛敷義有之、改方差支候二付、右之輩明細書可被指出候」とあり、久留米藩により「御家中之面々」と「浪人中」とが別個のものとして認識されていたことがわかる。

また、久留米藩が人別銀を領内に賦課する際にも「御家中家来人別」「浪人家来男女人別」「御郡中」「久留米町中」「寺社家来男女人別」という単位で、それぞれの負担額を達しており、久留米藩が、陪臣・庶民を基本的に五区分していたことを示すと同時に「御家中」と「浪人」とを別個に捉えていたことが看取される。

以上のことは、十八世紀初頭から十九世紀前葉にかけて一貫として久留米藩が「浪人」を、有馬家当主を頂点とする主従制原理を軸とした有馬家中のなかにではなく藩の公的な国家支配（公儀としての支配）下に置いていたことがわかる。

しかし、このような位置付けがある一方、「浪人」を家中の中に包含していると取れるような史料も存在していることも事実である。

すなわち、『藩法集』一二九五所載の天明四年の能の詰席では正徳五年の能における席次は一変しており、「御手廻嫡子、外様嫡子、その他、浪人」は「千鶴二之間」に座すべきことが記されている。また、『藩法集』二五四七の「明十五日御着城二付、御家中之面々登城刻限四ツ時揃」という天明九年藩主出迎の規定において「浪人」の城内における出迎え場所として「……御馬廻組 同並 浪人 御手廻嫡子……」という順が指定されているのである。

しかし、これらの席次をもって「浪人」が「家中」であるとは即断できない。

なぜならば、天明四年の能の詰席においては「千鶴二之間」と同時に「芝居詰之者」の「御船大工棟梁、鍛冶屋、大庄屋、宿駅別当、鋳物師司、細物屋、庄屋、百姓」など、「千鶴二之間東軒下雨障子附出シ、雨落より縁取敷」の足達幸助以下数十名が見物を許されているからである。すなわち、大庄屋・宿駅別当・百姓などが家中ではなく公儀支配の体系のなかにあることは自明のことであり、「浪人」も、その流れのなかで見物を許され、十分とそれ以外という差別の観点から家中の「御手廻嫡子、外様嫡子」と同席させられた可能性を否めないからである。

また、天明九年藩主出迎の規定においては、文面からは「浪人」が「御馬廻組」に次ぐ家格で「家中」のなかに位置付けられていることと解さざるを得ない。ただ、文化文政年間において「家中」と「浪人」とを並列の概念として明確に捉えていることを考え併せると、それは、「明十五日御着城二付、御家中之面々登城刻限四ツ時揃」という「頭書」の表記の問題であり、本来、「明十五日御着城二付、御家中之面々浪人中登城刻限四ツ時揃」と書くべきところを体裁上、「浪人中」という言葉を省略した可能性も皆無とはいえないであろう。

以上のことから「浪人」を「家中」のなかにいれない理解と「家中」のなかにいれる理解という相異なる立場を久留米藩が併せ持っていたとする見解についての是非に関しては一定の留保条件を付さないといけないだろう。

しかし、重要なのは、「浪人」が、正徳年間においては「出家衆」、「社家」と同列に扱われていたのに対し、天明年間に至っては家中の「……御馬廻組 同並」「御手廻嫡子……」と同じレベルで扱われている点である。このことは、本来、藩の公的国家支配（公儀としての支配）の対象として公的性格のみしか有していなかった「浪人」が、同性格を保ちつつも藩権力が本質的に持つ有馬家という私的部分の影響を受けざるを得なかったことを示しているよう。

それは、本来、公儀権力としての徳川権力の公的支配下に入った外様大名が個別分散的に封建的主従関係（私的関係）を結んでいかざるを得なかった近世国家の権力形成原理（最強最大の私的権力が公的権力としての機能を帯び公儀化し中央統一権力を掌握行使する）と軌を一にしているものといえようが、外様大名と異なり、基本的に知行の給付を受けていない「浪人」は封建的主従関係を久留米有馬家の当主と結んでいかなかったものと考えられる。

事実、文化九年六月二十八日に浪人奉行より「浪人」に伝達された心得書には次のような部分があり、久留米藩により「浪人」に対し主従制の原理は説かれていないのである。

全体浪人中之義、権現様御代被為入御念候御義、夫故当国二罷在候而も、平土同前二被仰付万端内方取納方且身分治方も平土之通二相弁可申候、尤無禄之面々故、渡世方八夫々先祖々家二伝ル業、随分自分二相勤可申候。

この内容は、幕府の意向を受けて「浪人」に対し久留米藩が「平土」＝中士並みの待遇という恩恵を与えているので「万端内方取納方且身分治方」をそれに相応しいようにすべきことを命じるとともに「無禄之面々」であるため先祖伝来の家業に「随分自分二相勤」ることを命じたものである。そこには、「平土」同様の処遇に見合った生活や心得、さらには家業に勤しむべきことを説いているのみで藩主への「奉公」や家臣としての心得―主従制原理―は見いだすことはできない。その基調は、百姓に対し、仁政に対応した身分相応に勤儉と農耕に励むことを説いた心得書と同類であり、公儀権力が、公的支配を行う上で各身分に与えた「恩恵」と、それに対する各身分の「報恩」の論理であるといえよう。すなわち、公儀権力の国家支配において封建的主従関係にもなう私的要素を持つ部分では包含できない被支配者に対して、「国恩」と「報恩」という公的支配に基づく互酬関係を設定することにより身分に応じた「役」を公儀―有馬家―に自発的に奉仕する論拠を作り出していたと位置付けられよう。

このような図式においては、藩の公的支配の「恩澤」に対する各身分に応じた「報恩」が要請されている。

事実、久留米藩は「国恩」に即した論理を「浪人」に対し主張している。

既浪人中兼て文武習練之申合等も有之、尤二相聞候事二候処、此節之取計は其旨趣大ニ令違却候、御当家之儀は、別て武道之關ニ相成候臆病卑怯之筋御吟味強、諸士之内ニても右之筋ニて御答被仰付候輩數多有之候条、能々可被致勤弁候、扱又浪人中は御国恩を以格式等被立置、令安居罷在候儀二付、常々御恩澤を不忘却、農商ニ至り別て慈仁を可加之処、其常致心得違罷在候趣ニ相聞、此段能々令納得、以来和順之心掛肝要ニて候。

この史料は、寛政二年、「浪人」牛島徳太郎が一族の本村大庄屋牛島次六を無礼討ちにした際、浪人奉行が「浪人中」に出した論書の一部であるが、「浪人中は御国恩を以格式等被立置、令安居罷在候儀二付、常々御恩澤を不忘却」とあるように藩による「国恩」に対する「不忘却」、それに基づく「心掛」を求めているのである。

封建的主従関係が土地の授受を媒介とした御恩と奉公という双務的關係を設定していたのに対し、この「国恩」にもとづく論理は、藩の公的統治の一環として与えた「格式」＝「国恩」と被治者による自発的「報恩」との双務的關係であるといえよう。

そして、封建的主従関係が「家」と「家」との間における土地の授受という私的関係

を封建国家の基本的メカニズムにより公的性格を帯びさせたのに対し、「浪人」の事例に即していえば、「国恩」に基づく関係は、若干の例外はあるものの基本的には藩主と「浪人」との間において「浪人」を規制するに足る経済的根拠が欠落し私的關係を成立せしめられないことを前提とした公的關係であり、藩の公儀支配に全く依拠したものであったのである。

その例外としても、久留米有馬家との主従関係を拒んだ木庭家などへの在国強制にともなう引地高の宛て行いや献金などを賞した扶持米の「浪人」への下賜<sup>(28)</sup>であり、被治者からの藩への奉仕に対する藩の反対給付といふべきものであったのである。

このような公的支配における双務関係を基本とする「国恩」の根本的性格は次のような文政七年「御領内一向宗一派中」による久留米藩に対する冥加金献納の事例でも看取される。

文政七年

御領内一向宗

一派中

右は御国恩を蒙り罷在候二付、為冥加金子百両銀子貳拾枚令献納度旨願出候、承届致献納候様被申渡候

正月十六日内藏助殿被申渡候<sup>(29)</sup>

本事例では、「御領内一向宗一派中」に対する久留米藩の「国恩」と、その「国恩」に酬いべく行われた久留米藩への「御領内一向宗一派中」による冥加金献納とが見いだされる。ここにおける「国恩」とは、寺社領の宛て行いなど「役」を負ったものに対する公儀権力としての宛て行いに類する藩の宗教集団に対する「恩恵」に類するものであり、藩の公儀支配の一環と見なされるものである。当然、そこには土地の授受を媒介として成立する封建的主従関係という要素はなく、むしろ、「国恩」を媒介とする公的支配における双務関係が看取されるのである。

この「国恩」を基本とする互酬関係は、封建的主従関係にもとづく「家中」の論理が成立しない被治者が幅広く存在している幕藩制国家の国家統治において、それらの被治者が支配に自ら服していることとする恭順（アペーテ）感情を喚起する機能をもつ公的支配におけるイデオロギー装置であったのである。そして、かかる「国恩」の論理は、私的論理が公的論理をも併せ持つ「家中」の論理よりは、幕藩制国家においては幅広い適用対象と妥当性を有していたであろう。

また、「私」と「公」とを併せ持たず「公」のみしか主張していないという点におい

ては「家中」の論理よりは「国恩」の論理は、より近代に近いと考えられる。そもそも、この「国恩」の論理は、管見の限りでは久留米藩においては近世確立期当初から存在しておらず十八世紀後葉あたりで常識的な論理として成立したのではないかと推察される。

事実、久留米藩関係の史料で「国恩」の論理が見られる最も古い史料は、筆者が気づいた範囲では牛島徳太郎の事件をめぐる寛政二年のもの（前引）である。また、同藩が「浪人」に対し「軍役」に精励すべきことを命じた享保十二年の達<sup>(30)</sup>では、単に「浪人」制度制定の趣旨とそれに沿った「相応之御軍役可被勤覚悟」と軍役を可能にする「武器馬具并人高」の確保を厳格に命じたのみで、万延元年の同趣旨の達（後述）で見られるような「国恩」を強調する論理（「浪人」の格式を付与することのバスターとして武の鍛練や軍役を求めるといふ図式）は存在していないのである。

かかる知見は、十八世紀前葉においては「国恩」の論理が少なくとも論書に使われるような一般的論理としては通用していなかったことを示唆しており、多分に藩を「国家」とする考え方の普及と相関性を持つていないかと推量される。

以上のように、十八世紀後葉に一般性を持ちだし、かつ「家中」の論理よりは、より近代に近いといつても、「国恩」の論理は基本的には前近代の所産に過ぎないであろう。なぜならば、「浪人」、「御領内一向宗一派中」の事例に見られるような「国恩」を媒介とする統治者と被治者との間の双務的關係は、「天下は天下の天下なり」という言葉や「公儀」という概念に象徴されるように、飽くまでも統治権を支配者固有のものとしつつもその恣意的統治を排除し「徳治」を行うべきとする前近代における被治者と統治者との在り方を前提としたものであったのであり、近代民主主義における主権在民を基礎とした市民と政府との関係の在り方と大きく隔たっていることは論を俟たないからである。

しかし、天皇主権を認めた近代天皇制のメカニズムを考えると、飽くまでも統治権を支配者固有のものとしつつもその恣意的統治を排除し「徳治」を行うべきとする論理は、日本の近代国家においても有効であるとする可能性も否定できないであろう。

## 補

確立期の専人支配を検討するに当たって、注意しなければならないのは、「在郷召置」において、この「召置」の下にいる専人が「専人」―武士身分なのか、「百姓」―農民身分なのか、という基本的問題が不分明であるという点である。

以下、この点について触れてみたいと思う。

第一段階の支配において、「家中召置」の場合は、「牢人」は、「厄介帳面」や「家借帳面」に登録され武士身分を維持したものと考えられるが、もう一方の「在郷召置」の場合、当該牢人は武士身分を維持し得たのか、判然としない。

すなわち、「在郷召置」において「百姓手前より郡奉行へ相断、郡代へ申聞受人を取可召置」という手続きを取る際、百姓身分の者が武士身分の者について「召置」の主体や請人になることは考えにくく、このため、該当牢人が「百姓帳面」や、その「家借帳面」に登録されて農民身分に編入されていくと考えた方が自然とも考えられる。

しかし、後述する木庭家など、武士としての実体をもって独自に在郷している牢人の例もあること、さらには、この「在郷召置」規定が立花氏、田中氏の改易などにより食禄を離れた旧家臣が旧知行地の村々を頼って土着している状況に対応して「付」として令されたものではないか、ということなどを思い合わせると、「在郷召置」においても武士身分を維持しえたのではないかと考えられる。

そこで、いずれが適当かを判断するために「浪人召置」規定の変遷を分析してみよう。管見のかぎりでは、「浪人召置」規定は、先に引用した寛永二年(二十年)のほか、正保三年、元禄六年、宝永五年のものがあるが、「家中召置」規定は何れも存在するものの、「在郷召置」規定があるのは寛永二年(二十年)、正保三年のみで、それ以後の元禄六年、宝永五年のものにはない。

このことは、寛文年間と考えられる浪人奉行設置を境として、「牢人召置」が「家中召置」と「在郷召置」という二本立てから浪人奉行支配下の「浪人」と「家中召置」「浪人召置」(「浪人」家の「厄介」や「家借」や「家来」になること)との変化していったものと考えられる(なお、規定には出てこないが、寺社の「厄介」になる「寺社召置」も存在していたものと思われる)。それとともに「在郷召置」は解体し、上述の三つの存在形態に属せなかつた牢人は、百姓身分に降下せざるを得なくなつたものと判断される。

事実、対馬藩田代官領にいた花田武左衛門は、久留米藩領に移住して「浪人」伴新左衛門家来帳面に付けられ三沢村に居住、耕作に従っていたが、その息子の十次郎は同村百姓帳面に載せられていた。花田家は、田代官領で砲術家の家柄であつたため十次郎も「砲術心掛地雷火仕掛十筒等之義伝授仕居、武左衛門死後二至り候而も打捨不申心掛」ていたため「浪人伴兎浪家借帳面」に登録することを文化十三年に、さらに文政三年「浪人帳面」に登録することを許されている。

この事例は、藩士・「浪人」・寺院などの「厄介」「家来」「家借」などの帳面に載るこ

とにより牢人が武士としての身分を保つことができることを、換言すれば、かかる身分を獲得することができなければ「百姓」身分に墜ちざるを得なかつたことを示している。が、同時に花田十次郎が「百姓帳面」にありながらも武士的得点である「砲術」等の習練を重ねて藩に賞されるかたちで武士身分に復帰していることは、牢人の「百姓」身分の降下が必ずしも全面的な「百姓」化を意味するのではなく、「武士」の実体が部分的であれ留保できたことを表しているといえよう。すなわち、身分の括りといった制度的面では画一的な運用がなされているものの実態としては曖昧なグレーゾーンが、このような中間身分において色濃く存在していたものと判断されよう。

本題に戻って考えてみると、示唆的なのは、花田十次郎が「百姓帳面」に付けられている点である。

この時点では、「在郷召置」は廃止されているが、もし、「在郷召置」が「牢人が百姓身分などの降下せざるを得ない支配の在り方」とするのならば、花田十次郎が「百姓帳面」に付けられていること自体がほぼ「在郷召置」そのものであると考えられる。つまり、廃止されたはずの「在郷召置」が実質存続していたこととなり齟齬をきたすことになる。

他方、「在郷召置」が「牢人に武士身分を保証したものである」という立場に立つと、同召置が廃止された後に、在郷する牢人が武士身分を確保するには、自身が「浪人」になるか、あるいは村方に居住しつつ「家中召置」や「浪人召置」、さらには「寺社召置」に頼るか、であり、それらに頼れない場合は百姓身分などの下るしかないこととなる。これらの選択肢は、花田親子の事例とも整合的である。

以上の検討から、「在郷召置」が「牢人に武士身分を保証したものである」といっても過言ではないものと考えられよう。

## 註

(1) 小論では、武士として仕えていた主家を失つて浪々の身の上になつた者を牢人と記すこととする。そして、久留米藩において、浪人奉行成立前に藩により武士として掌握されていた牢人を「牢人」と表記することとする。また、浪人奉行成立後、浪人奉行管轄下に入った牢人については「浪人」の用語を用い、なお、「家中召置」など武士として藩の間接支配の下にあつた牢人を「牢人」と記すこととする。

(2) 学説史上、郷土は、①旧族郷土(例、土佐藩の長宗我部郷土)②献金や開発の功績による取立郷土 ③在郷家臣(対馬藩、米沢藩など)の三つのパターンに分類されているが、久留米藩の「浪人」に関する史料を瞥見したところ、②の要素はあるものの、これら三つの類型では律し得ない部分が、その基本を形作っているものと思われる。

すなわち、久留米藩は、馬廻（中士）相当の軍役量を負担し得る資質・技量、および人的・財力を所有していることを基準として領内の牢人や富裕層を選抜し「浪人格」という家格を与えたのである。このため、「浪人格」という格は中士相当のものとして設定されていたのである。（拙稿「久留米藩『浪人』制度に関する基礎的考察」九州大学『九州文化史研究所紀要』第四二・四三合併号 九三〜一二六頁、一九九九年三月）。

なお、「浪人」について、従来、「御目見浪人」、「平浪人」、「浪人格」＝「浪人並」という三ランクに分かれていたと理解されていたのを再検討し、「浪人格」というのは「浪人之格」（「浪人」という家格）を意味し、「浪人格」を与えられた「浪人」のうちで御目見得を許された者にみを「御目見浪人」、その余の「浪人」を「御目見浪人」と区別するときに「平浪人」とか「常之浪人」と呼称することを明らかにした。また、「浪人並」は原則として一代限り個人に与えられる格であり、家を対象とし世襲を前提とする格である「浪人格」と異なることを指摘した（拙稿「久留米藩『浪人』制度に関する再検討」九州大学『九州文化史研究所紀要』第四四号 三六〜五六頁、二〇〇〇年三月）。

(3) 以前、久留米藩「浪人」制度成立過程について制度的に検討したことがあるが（前掲拙稿「久留米藩『浪人』制度に関する基礎的考察」）、小論では、それらを要約・補正をしつつ支配原理という新たな観点から論を進めていきたい。

(4) 『藩法集』一一 久留米藩 五頁。

(5) 『久留米市史』第九卷 資料編 近世II 三〇五〜七頁。

(6) 『藩法集』一一 久留米藩（以下、藩法集と略す）三三。

(7) 久留米郷土史研究会編集部「明治二巳年五月（久留米藩）郷土由緒書」（『久留米藩 郷土史研究会誌』15号）五七頁。

(8) 同前書 五九頁。

(9) 尾関家所蔵「浪人中由緒附」（『小郡市史』第五卷 近世資料編）七〇一頁。

(10) 藩主に臣従していない点において封建的主従関係よりも遥かに「私」的要素の色彩の薄い公的関係であったものと考えられる（封建的主従関係は、本来、そのみでは私的関係であるが、その主君が公儀の一端に連なることにより私的関係が公的性格をも帯するものと考えられる）。

(11) 「牢人支配」は少なくとも承応三年の時点までに足軽支配を役目とする先手物頭の兼帯の役職として成立しており、確認できる最も早い「牢人支配」は承応三年の富嶋五郎太夫、次いで承応四年（明暦元年）の日比藤兵衛であったと判断される（拙稿「久留米藩『浪人』制度に関する基礎的考察」九四〜九頁）。

(12) 『藩法集』六 七頁。

(13) 同前書二〇 一五頁。

(14) 前掲拙稿 九八〜九頁。

(15) 前掲拙稿 一〇八〜九頁。

(16) 『浪人中由緒附』『諸事之覚』（『小郡市史』第五卷 近世史料編 七〇五〜六頁）。

(17) 同前書 七〇八頁。

(18) 小郡市史編纂室所蔵美山文庫。

(19) 『小郡市史』第五卷 近世資料編 七〇六頁。

(20) 前掲拙稿 九八〜九頁。

(21) 尾関家文書「浪人格帳」（『小郡市史』第五卷 近世資料編 六八七・六九二・六九五頁）。

(22) 前掲拙稿 一一〇〜一頁。

久留米藩「浪人」制度と「国恩」の論理(上) (吉田 昌彦)

(23) 『小郡市史』第五卷 六二六〜七頁。

(24) 『藩法集』一四二・四八一〜九（四九五・一六八六〜七頁）。

『小郡市史』第五卷 六一四〜五頁。文化十年五月十二日。

(25) 『藩法集』二二九六 七九八頁。

(26) 荒巻家所蔵「諸触書廻状等書留」（『小郡市史』第五卷 五七七頁）。

(27) 『藩法集』三九八四 一三三〇〜一頁。

なお、『久留米市史』第二巻において、「国恩」に関し、道永洋子氏は、幕末の軍役出夫に関連して「大庄屋は（中略）攘夷と国恩を推し立て、藩のためには一命をなげうってでもはたらくことが当然であるとしている」と指摘している（同書 六四四頁、一九八二年）。

(28) 例えば、天保十二年、後藤平左衛門に対し、久留米藩は、金子献上を奇特として十人沸扶持を給している（尾関家所蔵「浪人格帳」『小郡市史』第五卷 六九三〜四頁）。

(29) 『藩法集』三九三六 一三二〇頁。

(30) 正保三年、宝永五年のもの『藩法集』三八、一六八（二二五、六九〜七〇頁）、元禄六年のもの尾関家所蔵「浪人中由緒附」（『小郡市史』第五卷 七〇五〜六頁）。

(31) 尾関家所蔵「浪人格帳」（『小郡市史』第五卷 六九六〜七頁）。